

参 考 资 料

交通安全対策基本法（抄）

昭和46年6月1日

法律第110号

（目的）

第1条 この法律は、交通の安全に関し、国及び地方公共団体、車両、船舶及び航空機の使用者、車両の運転者、船員及び航空機乗組員等の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体を通じて必要な体制を確立し、並びに交通安全計画の策定その他国及び地方公共団体の施策の基本を定めることにより、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（市町村交通安全対策会議）

第18条 市町村は、市町村交通安全計画を作成し、及びその実施を推進させるため、条例で定めるところにより、市町村交通安全対策会議を置くことができる。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村交通安全対策会議を置くことができる。

3 市町村交通安全対策会議の組織及び所掌事務は、都道府県交通安全対策会議の組織及び所掌事務の例に準じて、市町村の条例（前項の規定により置かれる市町村交通安全対策会議にあつては、規約）で定める。

（市町村交通安全計画等）

第26条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成するよう努めるものとする。

2 市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関の意見を聴かなければならない。

3 市町村交通安全計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

4 市町村長は、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画（以下「市町村交通安全実施計画」という。）を作成するよう努めるものとする。この場合において、市町村交通安全実施計画は、都道府県交通安全実施計画に抵触するものであってはならない。

5 市町村交通安全対策会議は、第1項の規定により市町村交通安全計画を作成したときは、速やかに、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村交通安全計画を都道府県知事に報告しなければならない。

- 6 市町村長は、第 4 項の規定により市町村交通安全実施計画を作成したときは、速やかに都道府県知事に報告しなければならない。
- 7 第 2 項及び第 5 項の規定は市町村交通安全計画の変更について、前項の規定は市町村交通安全計画の変更について準用する。

京丹後市交通安全対策会議条例

平成16年7月7日

条例第245号

(設置)

第1条 交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第18条第1項の規定に基づき、京丹後市交通安全対策会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 京丹後市交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

(組織)

第3条 会議は、会長及び委員10人以内をもって組織する。

(会長)

第4条 会長は、市長をもって充てる。

- 2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、次の各号に掲げるもののうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 京都府の職員
- (2) 京都府警察の警察官
- (3) 市職員

(意見の聴取)

第6条 会長は、調査研究又は審議のため必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞き又は資料の提出を求めることができる。

(幹事)

第7条 会議に幹事を置く。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を補佐する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 28 年度 京丹後市交通安全対策会議委員・幹事名簿

会 長 市長 三崎 政直

他委員 8名

幹 事 9名

機 関 名	委 員		幹 事	
	所属・職名等	氏 名	所属・職名等	氏 名
京都府	建設部長 兼丹後土木事務所長	小出 美次	丹後土木事務所 企画調整室長	西村 之宏
京都府警察	京丹後警察署長	南畝 宏昭	交通課長	岡川 達也
京丹後市	消防本部消防長	河野矢 秀	消防本部総務課長	上田 一朗
	教育委員会教育次長	横島 勝則	教育総務課長	岡野 勲
	政策総括監 兼企画総務部長	木村 嘉充	危機管理監 兼総務課長	荻野 正樹
			企画総務部理事 兼企画政策課長	川口 誠彦
	健康長寿福祉部長	岸本 繁之	健康長寿福祉部次長 兼長寿福祉課長	西山 茂門
	建設部長	中西 和義	管理課長	戸根 浩一
	市民部長	藤村 信行	市民協働課長	月岡 良子

【用語集】

	用語	解説
あ 行	運輸安全マネジメント評価	道路運送法、貨物自動車運送事業法等に基づき、運輸事業者安全管理規定、安全総括管理者の選任等を義務付け、安全管理体制の構築・改善の取組み。
	エレクトロニクス技術	科学およびテクノロジーの一分野であり、様々な媒体や真空における電子の動きを制御して利用する技術
か 行	関西広域連合	関西 2 府 5 県が結集し構成する広域連合
	危険ドラッグ	麻薬や覚醒剤の化学構造を少しだけ変えた物質が含まれたドラッグで、麻薬や覚醒剤と同等に危険なもの
	高齢運転者標識 (高齢運転者マーク)	運転免許を受けている 70 歳以上の人は、加齢に伴って生ずる身体機能の変化が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときには、普通自動車の全面と後面の両方に付けて運転する標識
	高齢化率	総人口に占める 65 歳以上人口の割合
	高齢者等運転免許証 自主返納制度	加齢等による身体機能の低下などが原因となる交通事故を未然に防止するため、運転免許証の自主返納を促し、返納者に支援（公共交通乗車チケット）を行う制度
	京丹後市笑顔あふれる 安全・安心まちづくり 推進委員会	本推進委員会は、「京丹後市交通安全対策協議会」と「京丹後市防犯・暴力追放推進協議会」を一本化し、更に関係する団体に参画いただき、市域全体で交通安全対策・防犯対策を統一的な活動を展開する組織
	コンプライアンス	法律や社会的な通念を守ること。
さ 行	市交通安全指導員	交通の安全を保持し交通事故の防止を図るため、交通安全教室や交通安全啓発活動等を行う指導員（非常勤特別職として 12 人を委嘱）
	自転車運転者講習制度	平成 27 年 6 月より自転車の道路交通法が改正され、危険な違反行為をして 3 年以内に 2 回以上摘発された自転車運転者は「安全講習」を受けなければならない制度
	事業用自動車総合安全 プラン	事業用自動車に対する安全対策をソフト・ハード両面から振り返り、事業用自動車に係る事故の削減に取り組む
	自動体外式除細動器（AED）	心停止の際に機器が自動的に心電図の解析を行い、心室細動を検出した際は除細動を行う医療機器

	スケアード・ストレイト	事故現場を再現し、交通事故の恐怖を実感することで、それにつながる危険行為を未然に防ぐ手法。
--	-------------	---

さ 行	ゾーン 30	自動車事故抑止のため、市街地の住宅街など生活道路が密集する区域を指定し、その区域での車の最高速度を時速 30 キロに制限する交通規制
	速度制限 (MAX20)	自転車走行時の最高速度を時速 20 キロと定め、自転車が関係する交通事故を未然に防ぐ
は 行	ハンドルキーパー運動	自動車で飲食店に行き、飲酒をする場合、あらかじめ仲間同士や飲食店の協力を得て飲酒しない人（ハンドルキーパー）を決め、その人は仲間を安全に自宅まで送り届け、飲酒運転を防止する運動
	ハイビーム	走行用前照灯（上向きライト）
	バリアフリー	高齢者・障害者等が社会生活していく上で物理的、社会的、心理的及び情報面での障害を除去するという考え方。公共交通機関のバリアフリー化とは、高齢者・障害者等が公共交通機関を円滑に利用できるようにすること。
	パークアンドライド	都市部や観光地などの交通渋滞緩和のため、自動車を郊外の駅やバス停に設けた駐車場に停車させ、そこから鉄道や路線バスなどの公共交通機関に乗り換えて目的地まで行く方法
	フレックスタイム	1 日の労働時間は一定とするが、入社・退社時間を各自の裁量にゆだねる勤務制度
	府民協働防犯 ステーション	地域住民と共に、地域の安全・安心に関わる各種団体が、交番・駐在所等を核に警察・行政と連携し、地域の実情に応じた防犯や交通安全活動等に取り組む協働拠点。
ま 行	メディカルコントロール 体制	救急救命士が救急現場において実施する医療行為の内容を医学的に担保し、かつ責任の所在を明確にするための制度的枠組み
	モビリティ・マネジメント	交通の移動性・流動性を管理すること
ら 行	ロービーム	すれ違い用前照灯（下向きライト）